



現状（制度）の問題点	根拠法令、条項等 法律	政令	省令	告示・通達等	制度の所管官庁	添付資料	その他 （特記事項）
（例） 「 については、×× （根拠法令、条項等）により、 と定められており、 できない。」	規制の根拠となっている、又は改正すべきとする法律の名称及び該当条項等	規制の根拠となっている、又は改正すべきとする政令の名称及び該当条項等	規制の根拠となっている、又は改正すべきとする省令の名称及び該当条項等	規制の根拠となっている、又は改正すべきとする告示・通達等の名称及び該当条項等	対象根拠法令を所管する官公庁名を記入	要望した規制の特例に関して、現在支障をきたしていることを示す新聞記事、研究会報告書等がある場合は、当該資料を添付すること。  なお、本項には、資料を添付している場合は「1」を、添付されていない場合は「0」を記入すること。	他の規制改革要望事項との関係 ・関連する全てを認められないと目的を達しない場合 ・複数提案のうち、どれかが認められれば目的を達成する場合など

間隔：『、』（ス＾-ス）（半角数字）

（例1）

に関する制限については、 に関する政令第 条において、××とされており、 ができない。		に関する政令第 条			省、 省	1	
現状、 法第 条において、 のみとされている。	法第 条				×××庁	1	

（例2）

については、××法第 条第 * * 項により、 と定められており、 できない。	××法第 条第 * * 項				A省、 B省	1	提案事項番号「02」とセットで実現できないと想定している事業が成立しない
××については、* * 法第 条第 項により、 と定められており、 できない。	* * 法第 条第 項				C省、 D省、 E省	0	提案事項番号「01」とセットで実現できないと想定している事業が成立しない
については、F省課長通知により、 と定められており、 できない。				F省 課長通知	F省	1	

（例3） 好ましくない記入例（提案事項として取り上げ、検討することができない可能性があります。）

については、××で できない。	法 ××法	に関する政令第 条 に関する政令第 条	に関する省令第 条 ××に関する省令第×条×項	通知 ××について定める件（告示）第××条	省 省	1	非公開で検討して頂きたい
--------------------	----------	------------------------	----------------------------	--------------------------	--------	---	--------------

規制の根拠となる法令、条項等を示す必要あり  
当該条項等を示す必要あり  
複数の法律にまたがる規制であるもの以外については、該当法令を明確に示す必要あり

規制の根拠、又は改正すべきとする事項を明確に示す必要あり

省庁名の併記は改行ではなく、『、』（ス＾-ス）を使用

検討の過程が不明確となることから、非公開の提案は原則対応することができない。